

【農地法第4・5条許可申請添付書類】

◎受付期間：毎月20日～24日(土・日・祝日を除く開庁時間内)

① 共通 ※証明書類は申請前3か月以内のものに限る

チェック	番号	添付書類	部数	備 考
	1	農地法第4・5条の規定による許可申請書 (様式第1号の1)	2	①住所は住民票、氏名は戸籍簿、土地の表示は登記簿に記載されているとおりの字体を使用。 ②一筆の一部を転用する場合、面積は地積測量図の面積を小数点第2位まで記入。<u>(所有権移転・地目変更を伴う場合は分筆登記後に申請。)</u> ③用途には、「分家住宅用地」「農家住宅用地」「駐車場用地」「車両置場用地」「資材置場用地」「太陽光発電施設用地」等、<u>具体的に</u>記入。 ④太陽光発電施設用地の場合は、3(4)用途区分 に、「太陽光パネル〇枚 発電容量〇kw」等を具体的に記入。
	2	土地の登記事項証明書 (全部事項証明書に限る)	2	①登記事項証明書に記載されている住所が登記名義人の現住所と異なる場合は、<u>住民票、戸籍の附票等</u>で住所のつながりが分かるものを添付。 ②所有権移転で抵当権・仮登記ありの場合、抹消若しくは同意書<u>(要押印)</u>も添付。 ※インターネットで取得できる登記情報提供サービスを印刷したものは不可
	3	法人の登記事項証明書	2	・譲受人・譲渡人が法人の場合 全部事項証明書に限る。
	4	法人の定款	2	・譲受人が法人の場合
	5	位置図	2	①最寄りの駅、市役所・支所その他の公共施設からの位置がわかるもので<u>縮尺・方位</u>を明記※都市計画図等 ②申請地がわかるよう<u>赤線</u>で囲む。
	6	公図の写し	2	①申請地に接する<u>土地の地番・地目・土地所有者・耕作者名</u>を記載。(角と角等、点で接する土地も含む) ②申請地がわかるよう<u>赤線</u>で囲む。 ③道路は<u>赤色</u>、水路は<u>青色</u>に塗る。
	7	周辺土地利用状況図	2	①住宅地区の写し等。<u>縮尺・方位</u>を明記。 ②申請地は<u>赤線</u>で囲む。
	8	申請地の現況写真	2	①申請地を含めた周辺の写真を<u>3方向以上</u>撮影。 ②申請地を<u>赤線</u>で囲む。 ③撮影方向を記入した図(公図の写しや周辺土地利用状況図に矢印で撮影方向と写真番号を記載したもの)を添付。
	9	事業計画書 (様式第2号)	2	ア 事業を行う理由を詳細に記入。埋立ての有無を明記。整地を要する場合は整地方法も記載。 ウ 申請地面積及び一体地として利用する農地以外の土地面積を記載。 オ 給排水について明記。
	10	土地利用計画図	2	・縮尺 300 分の 1 から 600 分の 1 の図に、土地利用計画を詳細に記入し、位置・隣接境界・施設間の距離・品目・数量を明記。 ・太陽光発電の場合は、余白に「太陽光パネル〇枚 発電容量〇kw」等具体的に記入。パネルやパワコン引込柱等の位置、サイズやパネルの設置角度も記入。
	11	埋立て等事業計画書 (様式第20号) 平・断面計画図	2	①転用事業が県及び市の土砂等埋立条例(残土条例)に該当する場合は、特定事業許可申請書等(写)を添付。 ②土砂により埋立する場合は当該採取区域の認可書(写)も添付。

チェック	番号	添付書類	部数	備 考
	12	建物等施設の平面図・立面図	2	・縮尺 200 分の 1 から 300 分の 1 の平面図・立面図を添付。 ※ <u>分家住宅等の場合、建築面積×100÷22 を超えない面積でかつ 500 ㎡以内。農家住宅は 1,000 ㎡以内。</u>
	13	排水計画図	2	・排水施設の構造、放流先を明示。
	14	資金計画書	2	①資金≧支出予定額 ②所有権移転の場合は、資金≧ <u>土地代金を含めた支出予定額</u>
	15	資力を証する書面	2	①預貯金残高証明書 ②融資（見込み）明細書 など 金融機関以外の融資証明を添付する場合は <u>融資元の残高証明書</u> を添付すること。
	16	見積書	2	・支出予定額の内訳が分かるもの。
	17	土地改良区の意見書	2	①申請地が土地改良区の区域内にある場合添付。 ②受益地でない場合は、受益地ではないことを確認した日付と確認者を記載した書面を添付。
	18	排水同意書	2	①申請地が土地改良区の区域内にある場合添付。 ②受益地でない場合は、受益地ではないことを確認した日付と確認者を記載した書面を添付。
	19	公有財産管理者の同意書	2	・道路・水路の占有使用許可等、該当する場合に添付。
	20	他法令許認可申請書の写し	2	・他法令の許認可等が必要な場合に添付。（受付印があるもの）
	21	地積測量図	2	・一筆の一部を転用する場合に添付。
	22	農業振興地域除外・変更済証明書	2	・農用地の場合添付。（市長担当部局が発行したもの） ・除外もしくは変更の内容が分かる通知書も可。
	23	確認書	2	・譲受人等（事業を行おうとする者）が代理人に申請手続きを委任している場合添付。 <u>要押印</u>
	24	委任状	2	・第三者の代理人に申請手続きを委任している場合、譲受人・譲渡人双方からの委任状（ <u>要押印</u> ）を添付。 ・譲受人・譲渡人どちらか一方が申請手続きを実施する場合はもう一方からの委任状を添付。地目は全ての地目を記入する。
	25	農地復元誓約書（様式第 21 号の 2）	2	・一時転用の場合に添付。 <u>要押印</u>
	26	私道利用の同意書	2	・申請に係り私道を利用する計画の場合は権利者からの同意書（ <u>要押印</u> ）を添付。
	27	貸借対照表及び損益計算書	1	・ <u>農地の合計転用面積が 3,000 ㎡を超える場合</u> に添付。

② 用途別

(1) 資材置場・車両置場

チェック	番号	添付書類	部数	備 考
	1	既存施設利用状況の説明書（土地利用状況図）	2	・既存施設の <u>写真を必ず添付し、所在・面積・利用方法、資材の品目・数量</u> 等を具体的に記載。
	2	位置関係図	2	・申請地、事業所、既存施設を記載し、 <u>赤</u> で囲う。
	3	事業経歴書	2	
	4	事業実績書	2	・工事履歴等
	5	数量（品目、台数）算定根拠説明書	2	・転用可能面積： <u>普通車 1 台当たり 30 ㎡まで（転回場込み）</u> ※大型車等の転用可能面積は要相談 <u>普通車 5 台、大型車 3 台、鉄骨 30 本のように具体的に記載。</u>
	6	過去の許可済地の概要説明書	2	・過去に許可済地がない場合はその旨を記載した文書を添付。 許可済地がある場合はその地番、許可日及び進捗状況を記載。
	7	確約書	2	・地目は全ての地目を記入する。 <u>要押印</u>
	8	古物許可証	2	・車両置場で <u>個人名義</u> の申請の場合のみ添付。表紙を含む。
	9	申請者と貸付先との関係が分かる書類	2	※ <u>貸資材置場・貸車両置場</u> の場合添付。

(2) 駐車場

チェック	番号	添付書類	部数	備 考
	1	既存施設利用状況の説明書（土地利用状況図）	2	・既存施設の <u>写真を必ず添付し、所在・面積・利用方法、駐車台数を種類と目的別（従業員用、来客用、事業用等）に記載。</u>
	2	位置関係図	2	・申請地、事業所、既存施設を記載し、 <u>赤</u> で囲う。
	3	事業経歴書	2	
	4	数量（品目、台数）算定根拠説明書	2	①転用可能面積： <u>普通車 1 台当たり 30 m²まで（転回場込み）</u> ※大型車等の転用可能面積は要相談 ② <u>従業員用普通車 20 台、来客用普通車 20 台、事業用大型トレーラー20 台のように具体的に記載。</u>
	5	過去の許可済地の概要説明書	2	・過去に許可済地がない場合はその旨を記載した文書を添付。 許可済地がある場合はその地番、許可日及び転用事業の進捗状況（工事完了報告済み、地目変更済み等）を記載。
	6	確約書	2	・転用目的以外に使用しない旨の確約書
	※	貸駐車場の場合	2	①周辺住民・企業からの要望がある場合には、要望書をもって説明書とするが、不特定多数の者を対象とする場合には、事業者側からの需要見込みを説明した書面等を添付。 ②要望書には日付、要望元と要望者の住所・氏名を記入し、普通車 1 台等具体的な数量となぜ駐車場が必要なのか具体的な理由を要望書（ <u>要押印</u> ）に記載。 ③要望者が個人ではない場合、 <u>定款の写し</u> を添付。

(3) 駐車スペースを伴う事業

チェック	番号	添付書類	部数	備 考
	1	台数算定根拠説明書	2	①店舗、事務書等に併設して、20 台分以上の駐車場を設ける場合に添付。 <u>※転用可能面積：普通車 1 台当たり 30 m²まで（転回場込み）</u> ②従業員用普通車 20 台、来客用普通車 20 台、事業用大型トレーラー20 台のように具体的に記載。

(4) 太陽光発電施設

チェック	番号	添付書類	部数	備 考
	1	発電事業計画書	2	・売電収支シミュレーションなど。 ・売電単価を記載する。
	2	設備認定通知書	2	・経済産業省の太陽光発電設備に係る設備認定通知書の写し等を添付。設備認定を変更している場合は、変更内容が確認できる書類を添付。
	3	電力受給契約申込書	2	・東京電力の電気使用申込書の写し又は電力受給契約申込書の写しを添付。
	4	事業経歴書	2	・事業経歴を明記し、転用許可済地がある場合はその履行状況も明記する。
	5	パネルやパワコンの規格がわかる書類	2	・カタログ等
	6	確約書	2	・転用目的以外に使用しない旨の確約書。要押印

・添付書類は原本を提出すること。（申請時に原本が確認できればコピーを添付でも可）

・合計転用面積が 3,000 m²を超えるものは必要書類をカラーで 49 部用意すること。
（農業委員会から必要書類及び内容を後日連絡します。）

・記入はすべて消えないボールペンで記入すること。

・相続登記が終わっていない場合（原則として相続登記後に申請）

①相続関係説明図、②除（戸）籍謄本、③遺産分割協議書又は相続人全員からの同意書

②は出生から死亡までの連続した被相続人の戸籍謄本等、被相続人が亡くなった後に発行された全ての法定相続人の戸籍謄本（法務局発行の法定相続情報一覧図がある場合は①、②は省略可能）